

Title	平民百姓のイ工の動態：その数量分析
Sub Title	A mathematical analysis concerning the home in medieval Japan
Author	伊藤, 正敏(Ito, Masatoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.2/3 (2002. 6) ,p.41(177)- 72(208)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20020600-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平民百姓のイエの動態―その数量分析

伊藤正敏

はじめに

百姓のイエの成立については、坂田聡氏が「中世村落におけるイエと女性」(シリーズ家族史四『家と女性』一九九一年、吉川弘文館)、「中世後期百姓の名字・イエ・イエ結合」(『家族と女性の歴史』古代・中世、前近代女性史研究会編、一九九三年、吉川弘文館)などで精力的な研究を行い、一四世紀の上層農民の第一次的イエ、一五・六世紀の平民百姓の第二次的イエの成立について述べている。

また田端泰子・勝俣鎮夫氏も有益な提言を行っている(『日本中世女性論』一九九二年、吉川弘文館。「戦国時代の村落」『社会史研究』六、一九九〇年)。ムラはイエのムレであるという民俗学の古典的命題を踏まえて考え

ると、勝俣氏が明応元年(一四九四)の奥島惣掟に言及しつつ、「村の成立が百姓の家の確立と不可分の関係にあった」と指摘されたことは大いに納得できる。今日につながるムラの確立、いわゆる町村制の成立もおおむねその時期であったと思われる。

ただ坂田氏の山国荘・葛川荘のイエに関する数量分析は、分析対象の年平均件数が小稿で述べる賀太荘に比べてあまりにも少ない。五〇年で二四一件というのが最大であり、一〇〇年間で五件というレコードさえ採用されており、よく数量分析にたえる母集団とはいえない。

氏の研究は寄進状・売券・奉加帳など、性格を異にする史料に現れる人名の肩に書かれた肩書に着目し、これらをすべて「屋号」「名字」としている。だが小稿で扱う賀太荘で見える限り、一部の肩書は小字名・姓として今

に残っており、それは確かに名字の地の反映であるが、ほかに「名」(名主)「麻殖尾」(地名でない名字)「淡路」(出身国名)「鍛冶」(職業)といった、役職・居住地・出身地・家業など様々な肩書がある。また肩書を欠く人名も多い。だから坂田氏が肩書をすべて名字の地の反映とする前提には異論がある。肩書は第一義的には同時代の二人以上の同名異人を弁別するために付された符号なのである。したがって氏の作成した表は母集団としては小さく、十分な説得力を持つとはいえない。

紀伊国賀太荘は、室町・戦国時代、高度に成熟した自治を達成していた。拙稿「紀州惣国と在地領主」(『史学雑誌』一〇一篇一一号、一九九三年、以後「拙稿」と呼ぶ)で述べたように、一五世紀には、守護領でありながら守護不入を主張する絶大な勢力を有する惣荘であった。賀太惣荘は港湾を含む都市部及び農村部からなる。交通の要衝にあり、漁業・商工業が発達し、水軍(警固衆)を持つ先進地である。堺との関係も深く貿易にも関与していたらしい(拙著『中世の寺社勢力と境内都市』吉川弘文館、一九九九年)。また谷戸田からなる二一町以上の田地を持つ。畿内近国では標準よりやや大きな農村でもあった。賀太荘の全体像は刀禰公文であった向井家に

伝わる膨大な史料、わけでも帳簿群によって明らかにされる。この全体像がわかる点が重要なのである。

以前にも筆者は賀太荘の検注帳の分析を行った(拙著『中世後期の村落』(以後「拙著」と呼ぶ、吉川弘文館、一九九一年)、「地籍図に見る紀伊国賀太荘」『中世の村落と現代』一九九二年、吉川弘文館)。その時には賀太荘賀太村の農民・海民・兼業民の経営体総数と産業構成を解明し、また農民の海民に対する身分的優越と、数的に劣る農民の惣村運営における主導権の保持、というよりも村政において海民が排除されていたことを指摘した。また天文六年(一五三七)に名主の「永定」、すなわち村落指導層のイエ筋の固定が行なわれたことを指摘した。これはイエ・ムラ制度の成立に密接に関連する事件であった。さらに農民・海民の相続制度の相違についても述べた。

今回はコンピューターの支援を得て、全帳簿の全レコードをトータルに把握し、天文六年(一五三七)と正九年(一五八一)に至る村民の動態の追求を行う。この作業を通じて中世村落におけるイエの存在形態を追求する。特に注目するのは、後世の本百姓以下に相当する平民百姓のイエで、単なる「イエ制度」ではなく、制度

自体を揺るがすイエの動態の把握に踏込む。

第一章 賀太荘におけるイエの存否

第一節 賀太荘の帳簿群の史料性格

小稿で対象とする帳簿群は、次の農民関係六、海民関係六の一二件の帳簿である。賀太荘の刀禰公文の向家の所蔵する「向井家文書」で『和歌山県史』中世史料Ⅱに活字化されている。以後は単に「○号」と略記する。

賀太荘の帳簿群の性格については拙著で述べたが、そ

の要点を再確認しておく。

I、村帳簿であり領主帳ではない。作成者は賀太惣荘の年貢等納入窓口の立場にある公文である。領主側の窓口の政所はこの抄本（一三八・四三・四七・五九・六三・六四・九七号）すら持っていない。また公文が幼少の時などには、抄本が惣荘の百姓たちの寄合で作成される場合さえあった。まさしく典型的村帳簿であった。

公文向氏は、賀太荘都市部（賀太旧集落）の入口で、さらに淡路への渡海の港灣乗り継ぎ地点、南海道の本州

農民関係帳簿

海民関係帳簿

文書名

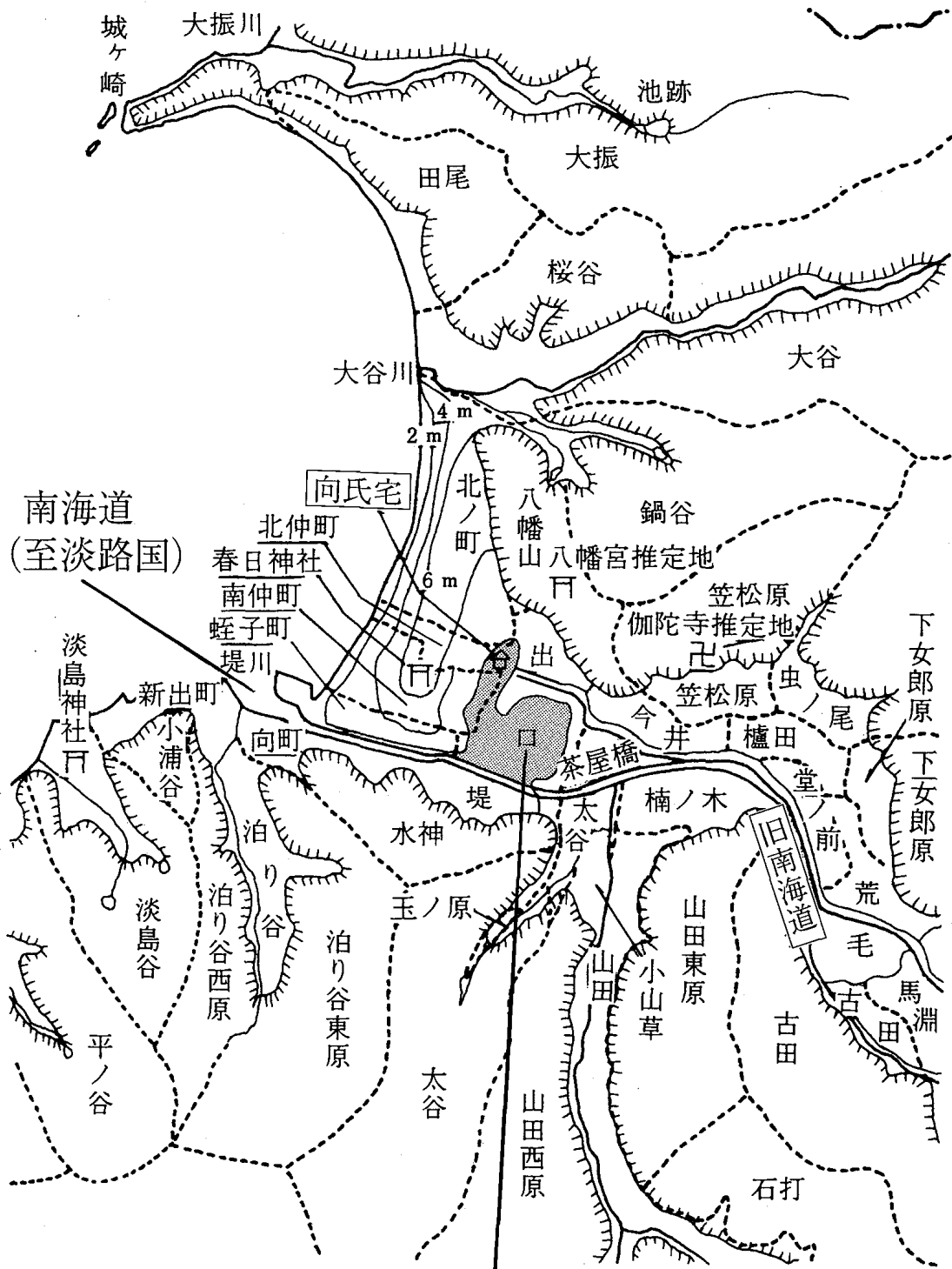
	農民関係帳簿	海民関係帳簿	文書名
A	一五三七七年		公事錢納帳 (七二号)
B	一五五二年		年貢納帳 (八三号)
C	一五七三年	ア	一五七三年 公事錢納帳 (九一号)
D	一五七五年	イ	一五七五年 公事錢納帳 (九二号)
E	一五七七年	ウ	一五七五年 布海苔・十文錢日記 (九四号)
F	一五八一年	エ	一五八一年 年貢納帳 (九九号)
		オ	一五八一年 公事錢納帳 (一〇五号)
		カ	一五八二年 布海苔・十文錢日記 (一〇六号)
		キ	一五八四年 布海苔・十文錢日記 (一二三号)

C―ア、D―イ、F―エは同一帳簿で、農民・海民帳簿が一冊に合冊されている。



賀太荘小村図

賀太荘域



中世の賀太湊

賀太荘中枢部

『中世後期の村落』吉川弘文館より転載

—— 山地・平地界
 - - - 小字界

陸路最西端という要地に代々居住している。

都市・村落内部の状況を詳しく把握しており、帳簿類は十分に実態を反映していると思われる。

Ⅱ、帳簿における個人の記載を抄掲する。

「②磯脇分

④大 ③名ノ ①三郎大夫

④小三十歩 内七十歩 雑事 ③いと ①左近大夫

④一段小五歩 内 雑事七十歩 ③(肩書なし) ①刑部衛門

ここから得られる情報は、①名乗、②居住村、③肩書

④保有地面積、の四要素である。

賀太荘は賀太・深山・日野・磯脇・本脇・大川の六村からなる。ただBE帳簿には本脇付近と見られる新庄・太田郷という村が書かれている。またAに居住村不明の記載が一〇件ある(表1—A・B)。

Ⅲ、どの帳簿を見ても、「①名乗・③肩書・②居住村」をセットで比較すると、三要素全てが一致して、弁別がつかない組合せは一例もない。個人は完全に峻別されている。同一帳簿についての、公文の納税者判別の意図が明確にみてとれる。

以上は前回も指摘したところであるが、それ以後に気づいた点をあげよう。

表1—A 賀太荘の全貌(帳簿記載総括表)

村	経営体数	総面積 (歩)	平均保有地 (歩)	経営体数構成比 (%)	面積構成比 (%)
賀太	903	284025	315	51	53
深山	112	37835	338	6	7
日野	88	23713	269	5	4
磯脇	200	57865	289	11	11
本脇	279	83248	298	16	16
新庄	59	18890	320	3	4
太田郷	63	13113	208	4	2
大川	69	7744	112	4	1
不明	10	5030	503	1	1
【合計】	1783	531462	298	100	100

年度により記載地目・村に出入りがある。

表1—B 賀太荘の村別耕地面積の変遷(最下段の数値が均質であり分析対象となる)

帳簿年代	村	経営体数	面積(歩)	平均保有地(歩)
A—1537年		[258]	[76180]	[295]
(大川なし)	賀太(本荘)	138	38300	278
	深山(本荘)	7	3190	456
	日野(本荘)	14	2455	175
	磯脇(新荘)	30	8315	277
	本脇(新荘)	59	18890	320
	※不明	10	5030	503
B—1552年		[307]	[108053]	[352]
	賀太(本荘)	146	55133	378
	深山(本荘)	24	7192	300
	日野(本荘)	15	4530	302
	磯脇(新荘)	24	9265	386
	本脇(新荘)	57	23943	420
	大川	12	1587	132
	※太田(新荘)	29	6403	221
C—1575年		[286]	[79129]	[277]
	賀太(本荘)	147	43045	293
	深山(本荘)	20	7127	356
	日野(本荘)	17	4727	278
	磯脇(新荘)	35	9770	279
	本脇(新荘)	57	13763	241
	大川	10	697	70
D—1576年		[294]	[79360]	[270]
	賀太(本荘)	148	42847	290
	深山(本荘)	22	7412	337
	日野(本荘)	18	4642	258
	磯脇(新荘)	33	8880	269
	本脇(新荘)	62	14818	239
	大川	11	761	69
E—1577年		[343]	[110122]	[321]
	賀太(本荘)	165	58740	356
	深山(本荘)	21	6797	324
	日野(本荘)	11	4092	372
	磯脇(新荘)	39	12625	324
	本脇(新荘)	55	18866	343
	※太田(新荘)	34	6710	197
	大川	18	2292	127
F—1581年		[295]	[78619]	[267]
	賀太(本荘)	160	45960	289
	深山(本荘)	18	6117	340
	日野(本荘)	13	3267	251
	磯脇(新荘)	39	9010	231
	本脇(新荘)	48	11858	247
	大川	18	2407	134
合計		[1783]	[531463]	[298]
公田・雑事田	大川・太田除外	[1588]	[462290]	[291]

IV、賀太荘は〈表1—A〉に見るようなガリバー型荘園で、中核の賀太村は全荘のうち、延べ人数の五一%、延べ面積の五三%を占める。中枢部は、農民・海民・商人・職人、またこれらの兼業者の集住する都市である。V、南北朝・室町時代、賀太荘は守護領であり、守護関係史料がこの期間には多い。だがAの公事錢帳簿の作成された天文六年(一五三七)以前、近い時期に、年貢・公事錢収取者、当知行領主は守護から根来寺に代っている。なぜならA帳簿には

「賀太 たかス(高数力)

三石 十二月十九

スキハ 右京」

と書かれた付箋が挟まれて残っている。これは公事錢代米の請取であるが、この「スキハ 右京」は「杉ノ右京」で、根来寺の有力子院である。ほぼ同文の記載はC以下にもあり、これらは冊子本体の末尾に書かれている。だからこの付箋も原位置を動いていないと考えてよい。また法名の者二名が連署した賀太荘全体の公事錢の返抄(九七号)も残っている。したがってこの帳簿群は根来寺に対する納入帳簿である。そして天文八年(一五三九)の守護代官に対する訴状(七三・七四号)を最後に、

守護勢力は賀太荘において完全に姿を消す⁽¹⁾。この時期に守護を駆逐してしまう後期寺社境内都市(寺社勢力)の実力は絶大なものがある。

筆者は永定が天文六年(一五三七)に行われた事実を、同年作成のA帳簿の性格(記載人名の官途名乗及び「○太郎」の多さ)と、幕末の地誌「みよはなし」(『紀州加太の史料』第一巻、日本常民文化研究所篇、一九五五年)の永定に関する記事から説明した。だがそれよりも、領主交替という政治的事件を契機に、最初の公事錢徴収帳簿が作られている事実こそ、永定が実際にあったことの強い傍証である。それが幕末まで記憶され、永く名主特権の主張の根拠となり、イエの出発点と意識された点を強調しておきたい。

VI、各村記載の総人数・総耕地面積はA・B・C・D・E・Fほぼ一定で、一件の平均保有地は二九八歩である。紀ノ川筋の他の荘園村落における一人あたりの保有地の平均値とほぼ同じである。長享二・三年(一四八八・八九)の志富田荘では約二五四歩である(『かつらぎ町史』洪田荘一二六・七号、「御影堂文書」、一九八五年)。

この平均値は全帳簿に現れる人数一七八三人、面積合計五三一四六三歩から算出されるものだが、各帳簿に記

載された対象土地はすべて同じではない。分析から除外すべき人物と土地がある。

大川は最古の帳簿Aに記載がない。またここは岬と岬の間の内湾の南半部で、北半部は和泉国日根郡深日莊多奈川村となっており、陸続きで何等障壁がなく実体は一村であるにも関わらず、中間に紀泉国境があつて、二莊に分れている特異な村である。帳簿に現れるのは村の半分だけである。BEにしか現れない新庄・太田郷とともに、分析対象からはずす。したがつて小稿では最初は五村を対象とする。より確実な結論を導くための対象は、最後に四村になるが、その点については後述する。

またA・C・D・Fは公事銭徴収帳簿で、賀太莊の公定地目のうち、五斗代の「公田」、七斗代の「雑事田」だけが記載されている。B・Eの年貢納帳はそのほか「浦永」「佃」「地頭」などの、斗代を異にする地目の土地を含んでいるのでこれを差引いた。Bで全人数の九一・八%、全面積の七六・八%、Eで八九・三%、七七・四%が公田・雑事田である。公田・雑事田以外の地目は面積が少なく、他の地目を保有する大土地保有者がいて、全体に影響を与える可能性は少ない。したがつてそれを除いて賀太莊全体を考察してよい。

この操作の結果、各レコードは同格・同質となる。分析対象は、延べ件数一五八八件（一五八八人ではない）、延べ面積四六二二九〇歩、平均二九一歩である。

Ⅷ、複数帳簿で同一名乗の人間の肩書が共通するものが多い。麻殖尾・児玉・紀利・花野・岡・河原・久堀・室谷・小島・中屋・中村・堤・田井・泊里・浜野などは、現在もその姓があり（ゼンリン住宅地図『和歌山市北部』加太旧集落部分参照）中世から続くものと見られる。

この帳簿群の価値は、何よりも母集団の「量」の膨大さである。三〇〇人近い人数が搭載される同一形式の徴税帳簿が、農民六冊延べ一八〇〇件、海民六冊延べ一三〇〇件にのぼるデータ群は他に類をみない。その膨大な記載人数は、よく数量分析に堪えるものである。明和四年（一七六七）の『諸国懐古覚留』（『和歌山市史』第六卷、一九八九年）によれば、近世の加太は家数五九三軒とされている（中世では一貫して「賀太」の表記「加太莊」はほとんどない。近年後者の表記が使われるが不適當である）。これは中世史料からの推計値三九七―四六二（拙著）と大きく異なっていない。

以上の分析対象が賀太莊民の全員を網羅しているわけではないにしろ、検注帳に現れない隷属民等の人数・保

有地は少なく、分析結果に重大な影響を及ぼすことはないであろう。現在の加太旧集落は賀太村の五丁と完全一致するが、地形の制約で居住スペースは極めて狭い。拙著で推計した五〇〇軒弱の家屋がおそらく限界ギリギリであろう。いずれにせよ、台帳類が少数の特権的な人々だけを書き挙げているなどと考えることはできない。

第二節 分析の前提と手法

一、イエの定義

まずはイエとは何かという問題を民俗学的見地から定義づけしておく。イエは家屋とそこに居住している人間集団であり、次のような指標が挙げられている。

I、名乗 超時代的に続くイエは、次代の当主候補を欠く場合、養子(ユイシ)をとつても継続さるべきムラ組織の構成単位である。多く襲名習慣を持つ。実父の名乗の踏襲、祖父の名乗の踏襲など、いくつかのタイプがあるが実父の場合が多い。

II、シンボルとしての屋号・家印・家紋などを持つ。

III、先祖伝来の田畠などの家産及び家業が定まっている。

IV、代々の墓地・位牌などを有する。

V、近親者を中心に日常生活を営む。

VI、代々の家風を持つ。

といったところであろう。小稿では厳密な定義には深入りしないが、IV、V、VIを検注帳から把握することは困難で、ここではIが分析の中核になる。ついでII、IIIの順である。

二、イエの抽出作業

膨大な人名の中から一個のイエを抽出するために、小稿で採用する分析手法について述べておきたい。前述のようにA・B・C・D・E・Fには、①名乗②居住村③肩書④保有地面積、が記載されている。①②③について別時期の複数帳簿に同じ値が記載されている組合せに着目する。これこそがイエと見られる継続性を持つレコード群である。この作業にあたっての優先項目は、数字の小さい順、①↓④である。③は公文による各年代の帳簿作成時点における個人の弁別記号であるから、時期が違えば不一致がありうる。④もイエの盛衰などによって変化するから決定的なものではない。そこで作業にあたっては、①②の「名乗+居住村」が一致するレコードについての複数帳簿における対応関係を最優先し、③と④は補助データ項目とした。

A・B帳簿の比較を例にとると、Aの一レコードの①

②がBの一レコードの①②と同一ならばそれをA∪Bの間続く一つのイエと見なす。Bに一致するものがない場合はイエの存在を認めない。

肩書を欠く人名が少なからずある。これは居住村にその名乗の同名異人がおらず、公文が名乗だけでその人(経営体)を特定できる場合である。肩書が名字でない以上、同一村の複数帳簿間でこのケースが現れた場合は、同一のイエとみなしてよからう。

この抽出作業を全帳簿に適用し、さらに抽出された組合せを、イエである可能性が高く、永く継続していると推定される順に、次の基準でランク付する。

三、イエの可能性と継続年数—そのランク付基準

賀太荘の全時代の全員の個人情報を書せた合併表を磁気データ上で作成した。ここからイエと見られる組合せを抽出し、分類する。なおこの表は膨大なので掲載できない。筆者のホームページを参照していただきたい。アドレスは最後のページに記す。

農民は【A】【B】【C】Fの三つの時代別集合に分けて把握する。各時代集合はA∪Bが一五年、B∪Cが二二年と大きく年代が隔っており、近世の庄屋の平均在任期間よりやや短い一〇〜一五年を一代と考えると、ほ

とんどが代替りし、家督相続と襲名が行われたと推量される。C∪Fを同時代集合として一まとまりとした理由は、C∪F間は八年と年代が近く、代替りではなく四件とも同一人物であるケースが相当数含まれていると推定される。そして継続しているイエである可能性を $\alpha \cdot \beta \cdot X$ ランクに分けた。なお「n」の記号は「CDE F」のうち一件以上に搭載されていることを示す。

■「 α 」ランク

α —1 三つの時代別集合全てに現れるもの

ABCDEF、AB+n (ABE、ABCFなど)

α —2 二つの時代別集合に記載されているもの

A+n (ACD、AE、AFなど)

B+n (BCDEF、BCD、BFなど)

AB CDEFを欠くので、一五五二年以後に断

絶したイエである。だがnを見落すケースを完全には防げないから、実はAB+n (α —1)であるものが含まれる。

■「 β 」ランク

最後の一時代集合に記載されるだけだが、C∪Fは八年の差なので一部は代替りしているだろう。最低八年、

CとFが入っていることを条件とした（CDEF・CD
F・CEF・CF）

■「X」ランク

X-1 CDEFのうちC・Fの一方を欠くもの（C
DE、DE、DEFなど）

最長にとつてもDEF・DFの六年の継続しか認めら
れない。

X-2 A・B・C・D・E・F単独

【 $\alpha \rightarrow \beta \rightarrow X$ 】の順にイエの可能性が高い。なおこの
 $\alpha \cdot \beta \cdot X$ は以後の表でも同じ意味で使用する。第二章
第一節で詳述する。

β は先の原則からすれば一時代集合に搭載されるのと
同じようなもので、イエでないと思なすべきかもしれないが、八年続くので捨て切れなかった。ここが小稿の間
題点になるだろうが、筆者の分類に異論がある場合は、
本表を使ってすぐに補正できるようになっている。「A
B」という組合せも同じである。

四、「三郎大夫」の場合

作業過程で最も苦勞したのは、賀太村におけるイエの
抽出作業である。楽だったのは賀太村以外のイエである。
具体的に作業過程を見ていただく（表2-A・B）。

一体この二四件の賀太村の「三郎大夫」には、いくつ
のイエが含まれているのだろうか。名乗が共通する「す
なこ」「ねちかね」「かと」といったグループは「ラン
ク」の項に何と書けばよいのであろうか。多くはC・F
の面積も一致しており問題はない（このままなら「 β 」
が、時代の離れたA・Bが問題である。これらのグルー
プと同じイエであり、継続するイエの可能性が十分ある。

一対一の対応を追求するのが原則であるから、B「磯
名」五〇〇歩は「ねちかね」CDEの四七五歩に近く、
A「あんたい」一一三五歩は最大のCDEF「すなこ」
五四〇歩に近いので同じイエと認定したが、断定するこ
とはできない。他の組合せも十分に考えられるところ
である。この表のように賀太村については、A・Bに記載
されている類似レコードの同定について非常に苦慮した。
それでも誤差は避けられまい。

五、賀太村以外の四村のデータ

一方賀太村以外の「三郎大夫」は、さして問題なく判
別可能である。磯脇D帳簿の肩書を欠く二七〇歩を保有
する者と、同面積を保有者するCEF帳簿の「浜」を同
一視するのは当然であろう。磯脇A「浜」を、肩書を同
じくするCEFと同定するのも当然である。これは「A

表2—A 賀太村「三郎大夫」表

人 名	肩 書	保有地面積 (歩)	搭載帳簿	帳簿組合せ	イエの可能性 性ランク
三郎大夫	あんたい	1135	A	A CDEF	α ??
三郎大夫	すなこ	540	C	A CDEF	α
三郎大夫	すなこ	540	D	A CDEF	α
三郎大夫	すなこ	540	E	A CDEF	α
三郎大夫	すなこ	540	F	A CDEF	α
三郎大夫	北ノえ中	100	C	CDEF	β
三郎大夫	え中	100	D	CDEF	β
三郎大夫	え中	150	E	CDEF	β
三郎大夫	え中	360	F	CDEF	β
三郎大夫	しは	120	B	B DEF	α ?
三郎大夫	かと	15	D	B DEF	α
三郎大夫	かと	165	E	B DEF	α
三郎大夫	かと	15	F	B DEF	α
三郎大夫	磯名	500	B	BCDEF	α ?
三郎大夫	ねちかね	475	C	BCDEF	α
三郎大夫	ねちかね	475	D	BCDEF	α
三郎大夫	ねちかね	475	E	BCDEF	α
三郎大夫	ねちかね	155	F	BCDEF	α
三郎大夫	永楽	405	C	CDEF	β
三郎大夫	永楽	405	D	CDEF	β
三郎大夫	永楽	405	E	CDEF	β
三郎大夫	永楽	405	F	CDEF	β
三郎大夫	狐島	180	E	EF	X
三郎大夫	狐島	180	F	EF	X

平民百姓のイエの動態—その数量分析

表2-B 賀太村以外「三郎大夫」表

人名	村	肩書	面積(歩)	搭載帳簿	帳簿組合せ	ランク
三郎大夫	磯脇	浜	240	A	A C D E F	α
三郎大夫	磯脇	浜	270	C	A C D E F	α
三郎大夫	磯脇	(なし)	270	D	A C D E F	α
三郎大夫	磯脇	浜	270	E	A C D E F	α
三郎大夫	磯脇	浜	270	F	A C D E F	α
三郎大夫	磯脇	まうお	180	B	B C E F	α
三郎大夫	磯脇	名	265	C	B C E F	α
三郎大夫	磯脇	名	255	E	B C E F	α
三郎大夫	磯脇	名	240	F	B C E F	α
三郎大夫	本脇	井ノ	90	A	A C D	α
三郎大夫	本脇	ことう	140	C	A C D	α
三郎大夫	本脇	ことう	140	D	A C D	α
三郎大夫	本脇	念仏	618	A	A	X
三郎大夫	深山	(なし)	560	C	C D E F	β
三郎大夫	深山	(なし)	560	D	C D E F	β
三郎大夫	深山	(なし)	690	E	C D E F	β
三郎大夫	深山	(なし)	540	F	C D E F	β
三郎大夫	日野	(なし)	362	B	B C D	α
三郎大夫	日野	茶屋	120	C	B C D	α
三郎大夫	日野	茶屋	175	D	B C D	α

C D E F」と見なしてよい。日野の三件も一対一で対応するから同一であろう(B C D)。磯脇B「まうお」は「C E F」の「名」の肩書のものとは保有面積が最も近いので、「浜」には入れず、「名」との対応を認めた(B C E F)。深山の四件を同定することに異論はなからう。

つまり小村は小村であるだけに、一対一の対応が見出しやすいのである。賀太村は賀太荘の半数を越える田地を有するが、ここには海民が三〇〇人以上も住み、五つの「丁」からなる町場が形成され、「町人」の語もあり(一一七号)、純粋な農村ではなく後背農村を

伴う都市である。居住者のイエが不安定なもの、ある意味で当然である。したがって小稿の第一次的分析対象は、日野・本脇・磯脇・深山の四ヶ村とする。

賀太村と深山村とは山地で接しているが、海岸線は断崖で通行不能である。深山は舟で往来するより方法がない孤立的小村であり、領域的まとまりが大いに想定される。深山の史料は純度の高いデータ群である。母集団としては小さいが、ここ単独での作業にも意味があるう。

ガリバーの賀太村では一対一の対応の発見が困難である。「率」を論ずるのであれば賀太村を除外したほうが確実な値が得られる。それゆえ小稿では賀太村以外の四ヶ村の分析結果をより重視する。母集団は七二二件・二〇一八二三歩である。しかし後の諸表にみるとおり、不確実な同定にもかかわらず、意外にも四村のデータと賀太村を含んだ五村のデータの数値は近似している。

第三節 イエの存否

〈表3—A・B〉をみると「ABCDEF」「BCDEF」「ACDEF」「CDEF」の組合せの圧倒的多数が目を惹く。イエと襲名習慣の存在は一目瞭然である。完全を期すことはできないが、誤記や誤認はあっても、全

体としてイエの追求はできているといえよう。なおこの帳簿は、公文の記載ミスはほとんど考えられない緻密な史料である。

「A DE」や「B DEF」は厳密にいえば不連続である。だが幼少にして家長となったものが幼名のまま登録されている場合、例えば「三郎二郎」のように下二文字は官途でなく、成人後「三郎衛門」のように下二文字を官途に改める場合がある。これは同定不能である。また公田・雑事田以外の土地のみを保有している時期のある者、離村と帰村を繰り返している者、一旦没落し公事銭等を納入していない時期のあった者などでは、いくつかの帳簿に載らない可能性が考えられる。だからこれらが実は「ABCDEF」である場合があり、実際はこの表の数値よりも継続比率は高い。もともと離村・帰村や一旦の没落の場合は「イエの継続」と見なすべきか多少問題がある。

いずれにせよ一五三七年以後におけるイエの存否は論ずるまでもない。

表3-A 帳簿組合せ表 (賀太村以外)

搭載帳簿組合	件数	構成比 (%)	イエ数 (軒)	イエ継続期間(年)	イエである可能性
ABCDEF	132	18.3	22	43	
ABCD F	5	0.7	1	43	
AB D F	4	0.6	1	43	
AB EF	8	1.1	2	43	
AB F	6	0.8	2	43	
ABCDE	20	2.8	4	39	
AB E	6	0.8	2	39	
ABCD	12	1.7	3	37	
AB D	3	0.4	1	37	
	[196]	[27.1]	[38]		以上 α -1ランク
A CDEF	35	4.8	7	43	
A C EF	4	0.6	1	43	
A EF	6	0.8	3	43	
A F	4	0.6	2	43	
A CDE	8	1.1	2	39	
A CD	3	0.3	1	37	
BCDEF	60	8.3	12	29	
BCD F	4	0.6	1	29	
B EF	6	0.8	2	29	
B F	6	0.8	3	29	
BCDE	16	2.2	4	25	
B DE	3	0.4	1	25	
B E	2	0.3	1	25	
BCD	15	2.1	5	23	
B D	4	0.6	2	23	
AB	28	3.9	14	14	※
	[204]	[28.3]	[61]		以上 α -2ランク
	[400]	[55.4]	[99]		【αランク合計】
CDEF	92	12.7	23	8	
CD F	18	2.5	6	8	
C EF	3	0.4	1	8	
C F	2	0.3	1	8	
	[115]	[15.9]	[31]		【βランク合計】
	[515]	[71.3]	[130]		【$\alpha + \beta$ランク合計】
DEF	15	2.1	5	6	
CDE	12	1.7	4	4	
EF	16	2.2	8	2	
CD	46	6.4	23	2	
DE	2	0.3	1	2	
A	44	6.1			※
B	32	4.4			※
C	6	0.8			※
D	6	0.8			※
E	10	1.4			※
F	18	2.5			※
	[207]	[28.7]			イエと認められず (X)
合計	722	100.0			

 α 1537年以前のイエ

 β 1573年以後のイエ

表3—B 帳簿組合せ表 (賀太荘全体)

搭載帳簿組合	件数	構成比 (%)	イエ数 (軒)	イエ継続期間(年)	イエである可能性
ABCDEF	240	15.1	40*	43	
AB DEF	5	0.3	1	43	
ABCD F	10	0.6	2	43	
AB D F	4	0.3	1	43	
AB EF	20	1.3	5	43	
AB F	18	1.1	6	43	
ABCDE	45	2.8	9	39	
AB E	6	0.4	2	39	
ABCD	24	1.5	6	37	
AB D	6	0.4	2	37	
ABC	3	0.2	1	36	
	[381]	[24.0]	[75]		以上 α -1ランク
A CDEF	115	7.2	23 Δ	43	
A C EF	12	0.8	3	43	
A CD F	8	0.5	2	43	
A DEF	4	0.3	1	43	
A EF	9	0.6	3	43	
A F	10	0.6	5	43	
A CDE	12	0.8	3	39	
A CD	6	0.4	2	37	
A D	2	0.1	1	37	
A C	6	0.4	3	37	
BCDEF	130	8.2	26*	29	
BCD F	4	0.3	1	29	
B DEF	8	0.5	2	29	
B EF	15	0.9	5	29	
B F	6	0.4	3	29	
BCDE	32	2.0	8	25	
B DE	3	0.2	1	25	
B E	8	0.5	4	25	
BCD	15	0.9	5	23	
B D	8	0.5	4	23	
AB	56	3.5	28	14	
	[469]	[29.5]	[133]		以上 α -2ランク
	[850]	[53.5]	[208]		【 α ランク合計】
CDEF	196	12.3	49*	8	
CD F	36	2.3	12	8	
C EF	9	0.6	3	8	
C F	4	0.3	2	8	
	[245]	[15.4]	[66]		【 β ランク合計】
	[714]	[68.9]	[274]		【 $\alpha + \beta$ ランク合計】
DEF	24	1.5	8	6	
D F	2	0.1	1	6	
CDE	51	3.2	17	4	
EF	48	3.0	24	2	
CD	84	5.3	42	2	
C E	2	0.1	1	4	
DE	6	0.4	3	2	
A	100	6.3			
B	82	5.2			
C	14	0.9			
D	11	0.7			
E	18	1.1			
F	51	3.2			
	[493]	[31.0]			【Xランク合計】
	[1588]	100			

平民百姓のイエの動態—その数量分析

第二章 イエの成立時期

第一節 イエ継続率追求の手法

イエの成立時期を探る場合には、 $a \sim X$ のランキングが重要な意味を持つ。 $a \cdot \beta \cdot X$ は既にA \sim Fのイエ継続率を考慮に入れた分類である。何らかの基準でグループ化したある一集合の中で、イエである可能性のランク、 $a \cdot \beta \cdot X$ ランクのイエ数の集合内構成比を小稿では【占拠率】と呼ぶことにする。この語が以後のキーワードとなる。例えば保有地二〇〇歩以下の集合がT件でありその内、 $a \cdot \beta \cdot X$ のものが、 $a \cdot b \cdot c$ 件であれば、占拠率はそれぞれ $a \cdot b \cdot c \div T$ であり、二〇〇歩以下の集合について、イエの存在する可能性の大小がわかる。 $a \div T$ が高ければ、つまり a の占拠率が大きければ、この集合全体がイエを多く含む可能性が高く、 c の占拠率が大きければ含まれるイエは少ない。ここで試みる「継続するイエである可能性」という数値化できにくい「数値」を追求するには、完全ではないが最善の推計方法であろう。

これを追求するため作成した〈表3—A〉の場合 a が五五・四%、 β 一五・九%、 $a + \beta$ で七一・三%である。

禁欲的結論は a と $a + \beta$ の中間に求めるべきだろう。だが別帳簿間のイエの同定もれば当然あるから、 $A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot E \cdot F$ に一回だけ現れる者のうち、一部は既に抽出されているイエに含まれるものが、判定できないまま潜在している。だから実際のイエ数はおそらくこの数値より大きい。

さてたとえば「ABCDEF」と「AF」を同ランクに位置づけるのは抵抗があるかもしれない。だが前者が一三二件二二家、構成比一八・三であるのに対し、後者はゼロである（賀太荘全体では一〇件、〇・六%）。大きな影響を及ぼすことはない。後者の不確実性はここで吸収されてしまう。またDEF・DFは六年間続いたイエである可能性を完全には否定できないが、これをβランクと見なしても占拠率二・一%（賀太荘全体では一・六%）の増加があるだけで、全体への影響は大きくない。

第二節 階層から見た農民のイエ

保有地面積と名乗の継続度合との関係を見てみよう。一件の保有地面積を二〇〇歩刻みで階層に分類する。その後イエの継続率との対応関係を探る〈表4—A・B〉。全七二二件、総面積二〇一八二三歩のうちで、二〇〇

歩以下の階層では、三四七件三七九六三步中、 α ランクは一七二件、件数・面積の占拠率は四九・六及び四八・〇%である。この階層で継続的イエを維持している者は半数を割る。二〇一步〜四〇〇歩では一〇七件、占拠率は両方ともに五八・五%に上昇する。四〇一〜六〇〇歩では一三三件、占拠率は六一・七%及び六一・〇%、六〇一步〜八〇〇歩では四一件、占拠率六三・四%、六二・二%である。母集団の総数を見ていただければ一目瞭然だが、分析上必要なのは六〇〇歩以下、せいぜい八〇〇歩以下である。それ以上の一八件(年平均三件)は大きな問題にならない。

全体を見ると継続しているイエは、階層が下がるにつれて α 比率が下がり、X比率が上昇する。この名乗の継続状況を見る限り、賀太荘ではイエの富裕度が、ストリートにイエの安定度に直結していると断定できる。

だが最下層ランクの α の件数構成比四九・六%、占拠率四八・〇%は、六一・七、六三・四という上層に比べて低いものの、上層農民にイエが存在し下層には存在しない、などといえるような絶対的な格差ではない。先に見た逶増する数字は、全荘次元におけるイエ制度の存在を明確に示すとともに、下層農民は経営規模が小さいた

め、事実上はイエが継続しにくいことをも示している。また注目すべきは、全体として賀太荘九帳簿の保有地の階層分布には突出した件数・面積の山が見られないこと、社会学でいう統計的階層が存在しないことである。中間層と平民百姓の二つの山、少なくとも中間層の山が四〇一〜六〇〇、六〇一〜八〇〇あたりに存在してしかるべきであるが、そうではない。「即自的階級」どころか統計的階層すら存在しない。

したがって本年貢・段銭を賦課される面積で見ると、「中間層は存在しない」という結論になる。当然ともいえるが、やはり中間層の勢力基盤は加地子集積・商工業・金融などにあるのである。宮座頭役負担が過重なため、中間層といえどもイエが潰れることは、今堀・菅浦(平凡社、一九八七年)で述べられたように、やはり富より名誉を重視する時代であった。これも中間層のイエ継続率に影響を及ぼしたであろう。だがそのことを数字で示すことはできない。

ここに検注帳による追求の限界がある。イエの存否・イエの継続に問題を限定しなければならぬのである。ただ〈表4—A〉の四〇一步以上の階層のX一七―二

表4—A 階層別イエ数と保有地面積（賀太村以外）

200歩刻み階層	グループ	件数	グループ内件数占拠率(%)	保有地面積(歩)	グループ内面積占拠率(%)
～ 200		347	[48.1]	37963	[18.8]
	α	172	*49.6	18236	*48.0
	β	56	16.1	6447	17.0
	X	119	34.3	13280	35.0
201 ～ 400		183	[25.3]	53792	[26.7]
	α	107	*58.5	31495	*58.5
	β	28	15.3	8534	15.9
	X	48	26.2	13763	25.6
401 ～ 600		133	[18.4]	63960	[31.7]
	α	82	*61.7	39003	*61.0
	β	21	15.8	10692	16.7
	X	30	22.6	14265	25.6
601 ～ 800		41	[5.7]	27813	[13.8]
	α	26	*63.4	17295	*62.2
	β	8	19.5	5640	20.3
	X	7	17.1	4878	17.5
801 ～ 1000		10	[1.4]	8950	[4.4]
	α	6	*60.0	5270	*58.9
	β	2	20.0	1820	20.3
	X	2	20.0	1860	20.8
1001 ～		5	[1.1]	9345	[4.6]
	α	7	*87.5	8325	*89.1
	X	1	12.5	1020	10.9
		[722]	[100]	[201823]	[100]

※ [] 内はグループ合計の全体面積に占める構成比
保有地面積が少ないほど、イエの可能性が低いクラスが多くなる

表4—B 階層別イエ数と保有地面積（賀太荘全体）

200歩刻み階層	グループ	件数	グループ内件数占拠率(%)	保有地面積(歩)	グループ内面積占拠率(%)
～ 200		[806]	[50.8]	[86553]	[18.7]
	α	381	*47.3	41086	*47.5
	β	134	16.6	14327	16.6
	X	291	36.1	31140	40.0
201 ～ 400		[396]	[24.9]	117337	[25.4]
	α	231	*58.3	67680	*57.7
	β	57	14.4	17984	15.3
	X	108	27.3	31673	27.0
401 ～ 600		233	[14.7]	112347	[24.3]
	α	141	*60.5	67545	*60.1
	β	39	16.7	19722	17.6
	X	53	22.7	25080	22.3
601 ～ 800		87	[5.5]	58713	[12.7]
	α	52	*60.0	35005	*59.6
	β	10	11.5	7000	11.9
	X	25	28.8	16708	28.5
801 ～ 1000		24	[1.5]	21835	[4.7]
	α	14	*58.3	12720	*58.3
	β	2	8.3	1820	8.3
	X	8	33.3	7295	33.4
1001 ～		42	[2.6]	65505	[14.1]
	α	31	*73.4	45750	*73.8
	β	3	7.7	7080	7.1
	X	8	19.0	12675	19.0
		[1588]	100	[462290]	100

※ []内はグループ合計の全体面積に占める構成比
保有地面積が少ないほど、イエの可能性が低いランクが多くなる

二%、これが中間層の不安定度・没落可能性と考えられるかも知れない。

第三節 官途から見た農民のイエ

次に官途名乗（下二文字が、「大夫・兵衛・衛門」であるもの）と非官途名乗（下二文字が、「〇郎」）とのイエ継続ランクを比較する。賀太荘では「三郎兵衛」のよいうに上・下各一語を組合せた名乗がほとんどである。例外はほぼ皆無である。上二文字は親の名乗を踏襲する場合が多く、個人により密着している下二文字に着目する。古くは官途名・大夫名を獲得できる人が限られていたが、戦国時代には出銭によってこれを獲得する人数が増加していき、いわば銭で買える名乗となり、荘民の身分を峻別する標識としての意義が低下していった、というのが漠然とした通説である。

このことを検証するために作成したのが、〈表5—A〉である。その結果は想像だにしない驚くべきものであった。「官途名乗の α ランク」対「非官途名乗の α 」は、件数占拠率で七〇・二%対二九・一%、面積占拠率で七二・三%対二五・七%である。その他の関連数値も決定的な有意差を持っている。保有地面積・階層より以上に

「身分」の高い層のほうが、イエの安定度が圧倒的に大きい。通説的理解は再検討を迫られる。

ただしこの表に限っては、都市を否む賀太村のそれと顕著な数値の相違がある（表5—B）。官途の意義は都市では大いに低下し、絶対的な差ではなくなっている。都市と農村の違いは意外なところに潜んでいた。

以上をまとめると、

I、保有地面積が多いものほど、名乗が継続したり多件数の帳簿に搭載される比率（襲名比率）が高い。これは極端な落差を示すものではなく、なだらかな傾向性である。全体として平準な農村の構造のあり方を示す。これは常識的推測を証明する事実だろう。鬼頭宏氏が『人口から読む日本の歴史』（講談社、二〇〇〇年）で、近世村落について述べられた「下層階層の（独身者比率が高く）人口増加が少なく、上層階層の分家増加とその下層民化が進む」という指摘と符合する。

II、一方官途名乗のイエの継続率は、非官途名乗のイエに比べて決定的に高い。これは常識を覆すような結論で、中世農村では官途がまだ決定的意味を持っていた。ただし都市では官途の意義は相対化している。

III、しかしそうであっても小規模農民・非官途ながらA

表5—A 官途名乗・非官途名乗とイエ数・保有地面積の相関関係（賀太村以外）

名 乗	ランク	件 数	件数占拠率 (%)	面 積 (歩)	面積占拠率 (%)
	α	257	70.2*	80506	72.3*
	β	34	9.3*	11528	10.3*
	X	75	20.5	19379	17.4
官 途 名	小 計	[366]	[64.3]	[111413]	[70.2]
	α	59	29.1*	12115	25.7*
	β	54	26.6*	14035	29.7*
	X	90	44.3	21062	44.6
非官途名	小 計	[203]	[35.7]	[47212]	[29.8]
計		[569]	[100]	[158625]	[100]

※ 官途名乗の占拠率に注目

表5—B 官途名乗・非官途名乗とイエ数・保有地面積の相関関係（賀太村）

名 乗	ランク	件 数	件数占拠率 (%)	面 積 (歩)	面積占拠率 (%)
	α	162	58.9*	68575	77.5*
	β	38	13.8*	9057	10.2*
	X	75	27.2	10805	12.2
官 途	小 計	[275]	[42.5]	[88437]	[55.4]
	α	194	46.2*	54255	47.8*
	β	76	18.1*	20080	17.7*
	X	150	35.7	39115	34.4
非 官 途	小 計	[420]	[60.5]	[113450]	[44.6]
合 計		[695]	100	[201887]	100

※ 都市である賀太村に居住する農民は、官途名の α 比率が四ヶ村よりずっと低く、官途の意義は小さい。

表6—A 賀太村以外家産成立状況

同 面 積	件 数	構 成 比(%)
2 件 以 下	34	54.0
3 件	12	19.0
<u>4 件</u>	14※	22.2
<u>5 件</u>	2※	3.2
<u>6 件</u>	1※	1.6
合 計	63	100

表6—B 賀太荘全体家産成立状況

同 面 積	件 数	構 成 比(%)
2 件 以 上	58	38.9
3 件	29	19.5
<u>4 件</u>	51※	34.2
<u>5 件</u>	8※	5.4
<u>6 件</u>	3※	2.0
合 計	149	100

件数はイエ数である。

しFが継続しているものも決して少なくない。

さて四帳簿以上に記載される賀太村以外の六三件のイエについて見ると、保有地面積が同一の数値を示すものが一七例ある。耕作地の世襲が多いだろう。これは「代々の家産」の成立を示し、また分割相続が行われていないことを示している（表6—A・B）。B・Eの年貢納帳には保有地の小字が書かれている。「代々の家産」を追求するのに絶好の史料であるはずだが、小字の比較は成功しなかった。

なお職業を示す肩書、「魚屋」「桶屋」「紺屋」「酒屋」なども、CDEFについて共通するものが多い。「代々の家業」の成立も進んでいる。

第四節 イエの成立時期

ここまで述べたようにイエの存在そのものには疑問の余地はない。そしてイエ

表7—A 各帳簿時点で存在するイエ数と構成比（賀太村以外、ランク別）

時 点	α ランク (軒)	β ランク (軒)	イエでない	総 数	α ランク (%)	α + β ラ ンク (%)
1 5 3 7	67		44	111	60.4	60.4
1 5 5 2	83		32	115	74.8	74.8
1 5 7 3	64	31	33	128	50.0	74.2
1 5 7 5	67	29	39	135	49.5	71.1
1 5 7 7	62	24	29	115	53.9	74.7
1 5 8 1	57	31	30	118	48.3	74.6

※ α + β の数字が安定している

表7—B イエ成立時期と占拠率

イエ発生時期	α ランク (イエ数)	β ランク (イエ?数)	イエでない もの(件数)	経営体総数 (件数)	α ランク (占拠率) (%)	α + β ラン ク(占拠率) (%)
1 5 3 7	67		44	111	60.4	60.4
1 5 5 2	83		32	115	74.8	74.8
1 5 7 3以後	250	115	131	511	48.9	71.4
【合 計】	400	115	207	737	54.3	69.9

※ やはり α + β の数字が安定している

の存在が確認された時期と存続期間は次表のとおりである（表7—A・B）。この表はかなり条件を厳しくしている。それでもA—天文六年（一五三七）以前に発生したイエが、全一件中六七件、うちこれ以後安定に向うαランクが六〇・四%あり、天文二一年（一五五二）に存在したイエでは七四・八%である。C—天正元年（一五七三）以後では七一・四%になる。特権層（中間層）が六〇%、七〇%を占める村はない。当然平民百姓のイエが含まれている。イエ制度は特権民のみならず平民の場合でも天文六年（一五三七）以前に完全に成立し、経営もこの頃には相当安定している。

また住民の流動性を探るため、前掲の〈表3—B〉の賀太荘全体の数値を見ると、Aに単独に出るのは一〇〇件、Bが八二件、Cが一四件、Dが一一件、Eが一八件である。流動性（イエの潰

れる率)は「Aの総数」÷「五年」、「Bの総数」÷「二年」、で計算できる。AはBでは年平均六・七%、BはCでは三・九%、CはDでは一四件÷八年、一・八%でかなり安定している。ただしA・B・C・D・E・F単独は、抽出もれが相当数含まれている。だから実際の流動はこれよりも小さい値で、イエの安定度は非常に高いといえる。「イエ制度」の成立年代を決定することはできなかったが、一五三七年におけるイエ制度の「実効」を測定することはできた。

第三章 海民のイエ

第一節 專業海民のイエ

農民帳簿の分析に問題があるとすれば、他村や他荘からの出作者をカウントする危険である。しかし農民帳簿は属地主義で書かれており、BE帳簿の居住村と保有地小字名の関係を見ると、他村の住人が極端に遠方の字へ出作することはなく、村堺をわずかに越える程度である(拙稿「地籍図に見る紀伊国賀太荘」『中世の村落と現代』)。このことは農作業の効率を考えれば大いに納得できる。さらに帳簿記載者が、隷属民を使っているにしても、現実の耕作者であることを示す。だからこの点はさ

ほど心配しなくてよい。

一方海民は賀太村を構成する「北之丁・北中丁・南中丁(以上「北村」)、夷之丁・向丁(以上「南村」)」の項に記載された居住者と断定できる。だが保有面積の比較が不可能であるから、官途名での比較しかできない弱味がある。帳簿には二種類がある。

まず海民の「ア・イ・エ」。これは農業関係帳簿と合冊されており、夷之丁・向丁の一〇〇人程度のみが書出されている。加太旧集落の「南村」部分である。⁽²⁾

次に「ウ・オ・カ」は、全丁に在住する海民三〇〇人程度であり、このうち夷之丁・向丁居住の約一〇〇人を含む。「ウ」には町名記載がないが、北村・南村の書き分けはされており(『和歌山県史』中世史料二、二七八頁上段後半三行以前)、これを取り出すことが可能なので、南村については通計六冊の帳簿として分析できる。

人名比較の原則は農民と基本的に同じである。ただし海民は賀太村の農民と同じく一対一の対応の発見が難しい。時期も天正元年(一五七三)～天正一二年(一五八四)の間と短い。この一二年間生存し続けた人間は当然いるはずである。イエの成立時期などに踏込むことは本来不可能であろう。ここで出た数値は、農民帳簿の分析

とは逆に、実態より過剰に多くのイエの存在を示すであろう。なお上二文字判読不明の人名が、全帳簿六五六件中二〇件で、これを除外した六三六件が分析対象である。
〈ランク付基準〉

■「 α 」ランク 二集合（「アイエ」「ウオカ」）に現れるもの。

α —1 アシカの過半数、四回以上現れ、六年以上継続するもの

α —2 「エオカ」の後半三帳簿のみに現れるもの。

この組合せが一〇八件と最も件数が多い。これを α に入れるか β に入れるかで数値が大きく変る。 α が五六・八から三九・八%に減少する。この表の精度が低いことを示している。

■「 β 」ランク 二集合の帳簿の半数、三回以下現れる。

■「X」ランク 一集合の帳簿のみに現れる。

海民のイエの継続性と流動性は農民帳簿の分析手法と同じ方法で一応明らかにできる。 α ランクで占拠率五六・八%（ α —1に限れば三九・八%）である（表8）。

官途名乗で比較すると、農民の場合は官途名乗の内 α の内数比率が三六六件中二五七件、七〇・二%である

（表5）。海民では一九五件内一〇八件、五五・四%（表9）である。これは都合よく比較した場合の数値で、やつと農民の α に匹敵する。

これらは先に述べたとおり海民のイエを探る史料としては、極めて不十分である。農民帳簿群が天文から天正にかけての四四年間の統計であるのに対し、海民帳簿群は天正元年（一五七三）—天正一二年（一五八四）のわずか一二年の間である。しかも海民帳簿は保存状態が非常に悪い。

にもかかわらず無意味とも思える数値を出してみたのは、このような甘い基準でありながら、農民との格差が歴然と現れているからである。相当以上のハンディをつけても農民を超えない事実の確認、これが比較を行なった理由である。

海民の同定基準は極めて甘く、上方修正が無意識になされている。農民の六〇%と海民の「六〇%」では前者のほうがずっと実態に近く、後者の実態はおそらく半分の三〇%程度にもならず、農民の非官途 α ランクの件数四〇%を超えることはあるまい。

海民のイエが全体として農民とは比較にならぬほど、流動的・不安定であることは一目瞭然である。この数字

表8 南村海民帳簿組合

記載帳簿群	ラ ン ク	件 数(軒)	占拠率(%)
アイウエオカ		48	7.5
アイウ オカ		5	0.8
アイ エオカ		35	5.5
アイ オカ		16	2.5
ア ウエオカ		5	0.8
ア エオカ		28	4.4
イウエオ		4	0.6
イウエオカ		40	6.3
イ エオカ		40	6.3
ウエオカ		32	5.0
エオカ		108	17.0
	α	[361]	[56.8]
アイウ		21	3.3
ア ウ		8	1.3
イウ		22	3.5
イ エ カ		3	0.5
エオ		8	1.3
エ カ		12	1.9
	β	[74]	[11.6]
ア		15	2.4
アイ		28	4.4
ア エ		2	0.3
イ		27	4.2
ウ		65	10.2
ウ オ		4	0.6
ウ オカ		6	0.9
エ		4	0.6
オ		9	1.4
オカ		30	4.7
カ		11	1.7
	X	[201]	[31.6]
	合 計	【636】	【100】

表9 南村海民 官途とイエのランクの関係

名 乗	イエの可能性ランク	イ エ 数(軒)	占 拠 率(%)
	α	108	55.4
	β	20	10.3
	X	67	34.4
官 途 小 計		[195]	[29.7]
	α	253	54.9
	β	54	11.7
	γ	128	19.5
	X	154	33.4
非官途 小 計		[461]	[70.3]
合 計		[656]	[100]

ここではイエ数656で表8より20名多い。これは20件が上2文字判読不能なため、人名全体がわかる同定作業には使えなかったためである。しかし下2文字を対象とする本表ではこの20件が利用可能である。

ではイエ制度の存在自体疑わしいとすらいえる。また同時に身分的に農民が海民より、上位にあると断言してよい数字である。

なお官途名乗について〈表5〉を見ると、農民全体の官途名乗が五〇％を越える。それに対し、海民は三〇％程度〈表9〉である。

第二節 兼業者のイエ

賀太村は専業農民約二五％、専業海民約六五％、兼業民約一〇％の土地である（拙著）。この兼業民の保有地面積は平均一二〇歩であり、専業農民の平均二九一步を大幅に下回る。やはり兼業民のほうが全体として「身分」が低いと見ざるをえないだろう。

ただ兼業を行うということはある種の実力を示す。網野善彦氏が近世の能登で明らかにしたように（『海民と日本社会』新人物往来社、一九九九年）、保有農地で見れば「水呑」であっても実は海陸で活躍する大規模な網元であるような事業者が、中世からいたと考えることは十分可能である。

第三節 一向一揆

賀太荘は一向一揆の一大拠点であるが、在地文書に、関連史料は一通、いや一字一句も見られない。一向宗の阿弥陀寺の保有地は二四〇歩で、大きな農業基盤を持つてはいない。消去法で見ると、流動的でイエすら持たないかもしれない海民が、一向一揆の主体であると見ざるを得ない。とすると紀州門徒の水軍として、本願寺の旗下、盛んに軍事行動を行った地域、明石・淡路・播磨、などの肩書を彼らが多く持っていることに意味が出てくる。名主二三人のうち兼業民は一名（それも断言できない）、專業海民は皆無である。惣運営を主導したのは農民であつて、海民は惣運営から排除されているに等しい。にもかかわらず一向一揆を主導したのが海民であるとする、これはパラドキシカルな興味深い事実である。

おわりに

在地法は「現場の法」であるだけに、武家法・公家法より実態に影響される度合いが大きい。村落法研究には、硬直した制度的アプローチはなじまない。イエ制度といても、イエの実態が動揺すれば本当に制度でなくなってしまう。だから小稿で試みたような実態把握を、

イエ制度に関する条文を含む惣掟などと同じ比重で、重視しなければならない。

小稿では、イエ制度の存否と経営の安定度、すなわち制度と実態の両方を対象にした。不文実定法的秩序たるイエとムラ、それは一日にしてなるものではない。だからイエの実態（イエの継続率）を加味した「〇%のイエの成立」という評価方法が村落社会では適切だろう。

賀太荘の農民のイエ制度は、天文六年（一五三七）以前に、全村・全階層について既に成立している。一年当りの農民の流動は約三・九%〜七・〇%で一応安定的である。もちろん下層民は、事実上、イエを維持することが難しかった。

さてイエの成立・ムラの成立を論ずるとき、本当は平民百姓の実態把握が最も重要である。だがこの層が史料に現われることは非常に少なく、現われても断片的である。だから賀太荘の史料が貴重なのである。

最も人数の多い「平民百姓」は、四〇〇歩以下と見れば、占拠率（件数構成比）七三・四%、二〇〇歩以下なら四八・一%である。このうちイエ継続 α ランクのものは二〇一歩以上四〇〇歩以下で五二・六%、二〇〇歩以下で四九・六%である（表4）。近世の本百姓・水呑の

前身である平民百姓のイエは、大閤検地よりはるか昔、天文六年（一五三七）以前にすでに約五〇%成立していた。

保有地面積が大きいものほどイエが継続する率が高い。これはなだらかな傾向性であり、上下格差のあまりない農村のごく普通のあり方を示す。一方、それに対して官途名乗のイエの継続率は、非官途名乗のイエに比べて決定的に高い。これは常識を完全に覆す事実で、中世では官途（「身分」）をある程度反映する）がまだ決定的意味を持つていたことを示す。ただし都市部では官途の優越は相対的になる。従来あまり着目されていないが、ここに都市と農村の重要な相違がある。身分の低い、あるいは嫡系から遠い者が活躍できる場、それが都市である。一方海民のイエ制度は天文六年（一五七三）時点で存在したには違いないが、その実態はきわめて不安定である。だが一向一揆の水軍として大阪湾―瀬戸内海で活動したのは、賀太荘の海民、海の民である。この事実をどう評価すべきか、今は答を持ちあわせていない。ただ不安定なイエしか持たない海民のほうが、それゆえに宗教心篤く、また勇敢でもあると考える余地はある。

それにしても検注帳は十分な史料批判さえすれば、ど

んな興味深い一紙文書より確実である。そして検注帳の史料批判はさして難しい作業ではない。全荘的な検注帳がある場合には、その荘園・村落研究の第一歩は検注帳の分析でなければならぬ。検注帳は実に様々な情報を語りかけてくれるのである。

さて従来戦国時代の村落史研究で取上げられてきた惣村は、海村に準ずる菅浦、農村的色彩の強い今堀・山国荘、山村である葛川惣などがある。これらを同列に扱ってよいだろうか。賀太荘の海民と農民の存在形態のあまりにも大きなギャップを考慮すると、答は否である。これは生業の違いである。村のあり方に影響を及ぼさないわけではない。菅浦・今堀・葛川を単純に比較してはならない。とはいえ賀太荘の農民と海民は共存しており、兼業者もいる。だから今挙げた惣村の間に共通点がないというわけではない。今後この点を十分に踏まえた新しい惣村論が現われることを期待する。

注

(1) 紀伊における守護勢力は一四世紀前半に栄えたが、畠山義就の代、長祿四年（一四六〇）の合戦で根来寺に惨敗を喫し、守護代遊佐豊後守・神保近江入道父子はじめ七〇〇余人が討死して（『大乘院寺社雑事記』同年五月二

五日) 家臣団の中核を失い、天文二年(一五三三)には、守護所のあった三上郷さえも、奉公衆で戦国大名化しつつある湯河氏に事実上奪取された(拙稿)。守護所自体がその前後に、紀州惣国地域の大野から離れ、京からさらに遠い広城に移転している。湯河氏は浜中荘において畠山の代官となり、その算用につき紛争を起している(文明一三年(一四七二)以前。「政所賦銘引付」三三三三号、『室町幕府奉行人引付集成』上)。これも紀伊国の勢力図に大きく影響したであろう。この頃には守護の衰退が著しい。こうした政治状況下、守護領賀太荘は根来寺に奪取された。

(2) 「向丁」は南村の中央を流れる堤川の南であり、他の四村の「川向」にある。これが町名の由来であろう。したがってこの地域の開発は川の北より遅く、俗説的理解と異なり、記紀神話にも現れる淡島神を祭る淡島神社のここへの「鎮座」は遅く、淡島信仰は中世神話に基づく一六世紀の新興呪術流派と見なすべきである。勿論素朴な海洋信仰は縄文時代以来続いており、小祠があったであろうことは否定しない。またこの神社が農民より海民に縁の深いものであったことも想像に難くない。なお南村には、穴昨・淡路・和泉・播磨・明石・淡輪などの肩書を持つ遠隔地からの移住者が数多く含まれる。

【付記】『中世後期の村落』出版直後、鈴溪学術財団の補助金をいただいてコンピューターを購入し、各地の検注帳の分析を試みたが失敗の連続であった。一〇年を経てやっとささやかな恩

返しができたかと思う。なお、この種の分析は他人が再度検証することが難しく、最初の分析者の成果にそのまま依存することが多かった。そこでこの磁気データをインターネットに載せ、批判を可能にすることにした(ホームページ <http://www.5d.biglobe.ne.jp/~kadar/>。DOSテキストファイル)。